

《雇用保険適用事業所設置届に係る必要書類一覧》

建設業を除く

ハローワーク和歌山では、厚生労働省、和歌山労働局の指示により、雇用保険の不正受給の防止等を目的として雇用保険適用事業所設置に係る手続きについて確認要件の厳格化を行っております。事業主様におかれましてはご準備いただく資料が多くなり、お手数をおかけいたしますが、雇用保険制度の適正な運営に何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

I 届出書類

雇用保険事業所設置届

・事業主印(裏面)を押してください。・事業所の場所を示す地図を裏面に記入又は貼付してください。

労働保険関係成立届

・ハローワークへの提出が必要な事業は、「二元適用事業」(農林水産、県や市の行う事業)です。

・「一元適用事業」(「二元適用事業」以外の事業)は、ハローワークでのお手続きの前に、労働基準監督署にて労働保険関係成立のお手続きをいただき、その際の事業主控をご持参ください。

労働保険料申告書

・提出が必要な事業は成立届と同じです。

雇用保険被保険者資格取得届(提出時期に関わらず取得日から現在までの下記の書類が必要です。)

労働者名簿 ・ 出勤簿(タイムカード) ・ 賃金台帳

契約書(取得者が短時間労働者、有期契約労働者、派遣社員の場合)

印鑑(お持ち出し可能な限り)

II 事業所設置時における事業実態等を示す書類

【法人】商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書

・省略可能ですが、その場合は登記情報を確認しますので窓口にてお時間をいただく場合があります。

【個人】税務関係書類 (個人事業開設届、確定申告関係書類等)

・税務署の受付印(電子申請は受付番号)がないものは認められません。

【法人格のない団体】会則・規約・総会等の議事録・定款 / 代表者の氏名が確認できるもの

事業の内容・実態を確認するための資料として、下記のいずれか

事業の許認可証(許認可証は有効期限内のものを提出してください。許認可の申請書は不可です。)

代理店契約書、フランチャイズ契約書

取引先が発行した請求書、領収書、納品書 (事業の一環で生じたもの)

事業所の実在・所在地を確認するための資料として、下記のいずれか

賃貸契約書 (不動産登記事項証明書)

公共料金の請求書

※事業所名(法人名、屋号、個人事業主名等)及び所在地が表示されているものを提出してください。

※所在地が確認できる事業の許認可証、代理店契約書、フランチャイズ契約書を提出する場合は省略可能です。

ただし、設置する事業所の住所と法人登記の住所が異なる場合は提出が必要です。

設置届提出日から6か月以上遡って設置を行う場合は下記の書類が必要

遅延理由書 【法人・個人】確定申告書類(遡及年分すべて) (または 納税証明書(その2))

・税務署の受付印(電子申請は受付番号)がないものは認められません。

・書類が不足している場合や、記載内容で事業実態等が確認できない場合は適用事業所設置及び被保険者資格取得のお手続きを行うことができません。

・一覧にない資料を求める場合(後日の追加提出を含む)や、ハローワーク及び労働局の職員による訪問実地調査を行う場合がありますのでその際にご協力をお願いします。